

ラオス人民民主共和国
商標に関する首相令
1995年1月18日制定 法律 No. 06/PM

目次

第1節 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第2節 商標登録

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第3節 商標登録により付与される権利

第13条

第14条

第15条

第16条

第4節 権利侵害への措置

第17条

第5節 最終規定

第18条

第19条

第20条

第1節 総則

第1条

本政令は、全国の商標管理を統一し、ラオス人民民主共和国（以下、ラオスという）における外国投資を激励・促進し、国内・国外貿易を刺激し、商品品質を保証し、消費者を保護し、同時に商品詐欺及び不法商業活動を防止することを目的とする。

第2条

「標章 (mark)」とは、企業の商品又は役務と他人の商品又は役務とを区別できる任意の可視的なものを指す。標章は、一種又は複数の色彩で表される文字、図形又はこれらの結合である。

「商標」とは、商品又は役務に用いられ、その商品又は役務が当該標章の保有者に属することを明示する標章を指す。

第3条

ラオスは、関連法律及び規則に基づき、全国の商標を管理・保護する。

第4条

ラオスで登録されたあらゆる商標は何れも保護を受ける。

第5条

ラオスに住居を有する自然人又は法人、及び合法的な製造、貿易及びサービス活動に従事する自然人又は法人は何れも商標を登録する権利を有する。

外国の自然人又は法人が商標出願手続を行う場合は、ラオス国内で資格を有する代理人に依頼しなければならない。

第6条

如何なる自然人又は法人も、ラオス国内で登録された商標を使用する場合は、事前に登録商標権者から許諾を得なければならない。また、その旨を科学技術及び環境を担当する組織*に届けなければならない。

*即ち、STEA（科学・技術・環境庁）である。

第2節 商標登録

第7条

商標登録出願書類は下記のものを含まなければならない。

—商標登録願書

—若干の商標見本

—商標を付しようとする商品又は役務のリストであって、その特徴および質の説明があるもの、並びにその説明に必要なあらゆるその他の関係書類

自然人又は法人が商標を登録しようとする場合は、科学技術環境庁に出願しなければならない。

権利者から商標使用权を取得した自然人又は法人は、ラオスで商標登録出願しなければならない。その際、出願書類には、登録商標権者の許可、商標付商品と役務の特徴及び品質の記述を含まなければならない。部分的譲渡の場合は、商標権者が商品又は役務の品質を検査・検収できることとする。

第8条

科学技術環境庁は、商標登録出願を受理・審査し、証書を発行し、上記の登録結果を公告する。

第9条

「団体商標」とは、団体商標の登録保有者の支配の下で、異なる企業によりその商品又は役務に用いられる同一の商標を指す。

団体商標の登録出願書類には、第7条の規定及び団体商標の使用に関する規則に定められた書類を含まなければならない。

上記団体商標の使用において変更が生じた場合には、登録保有者は、科学技術環境庁に届出をし、承認を得なければならない。

第10条

二人又は数人が同一分類において、同一又は類似の商標を出願する場合は、第7条を遵守した先行出願者が優先的に商標の登録を受けることができる。

第11条

商標権の存続期間は、出願日から10年間とし、10年ごとに更新することができる。

第12条

下記の商標は登録を受けることができない。

—企業の商品又は役務と他の企業の商品又は役務とを区別することができない不明確な商標

—国家の道徳風俗と公共秩序に反する標章

—特に商品又は役務の原産地、性質又は特徴について、公衆又は商業界に混同・誤認を生じさせる標章

—国家、政府間の国際組織又は国際公約に基づいて設立した組織の紋章、旗又は記章、国家

の特有文化又は歴史遺跡、ある国家の名称又は略称と同一、類似又はそれを構成要素とする標章、並びに、国家又は国際組織のコントロールと証明に関する公的な標識又は品質証明を含む標章（当該国家又は組織の承諾を得ているものを除く）

—商品又は役務の商標又は商号で、広く知られているものと同一又は類似の標章

第3節 商標登録により付与される権利

第13条

登録商標の所有者は下記の権利を有する。

—法律を尊重する限りにおいて、権利者自身又は他の者がその商標を排他的に使用する権利
—商標権侵害、又は許諾を得ずに商標を使用した自然人又は法人に対し、訴訟を提起する権利

登録商標の所有者の権利又はその許諾は、ラオス国内の商品又は役務に関連する其他の行為までには及ばない。

第14条

下記のいずれかに該当する場合は、商標保有者の排他的権利は消滅する。

—継続して5年間、権利者が当該登録商標を自ら使用せず、又は第三者による使用を許諾しなかった場合（特殊な状況により、商標の使用が阻止されたことを証明できる場合を除く）。

—商標登録証書の存続期間が満了した場合。

—商標登録証書の存続期間が満了した場合、登録商標所有者の排他的権利は無効となる（商標が既に更新されている場合を除く）。

第15条

出願者が既に国外で同類商標の登録を受けた場合は、同出願者はラオスでの登録出願時に、優先日を主張する権利を有する。但し、出願書類には知的財産権の保護に関する国際原則又は関係国家の法律法規等の参照資料を添付しなければならない。

第16条

登録出願者の名義又は商標権の第三者への譲渡において変更が生じた場合は、科学技術環境庁による承認と登記原因の記録がなされて後にその効力が発生する。

第4節 権利侵害への措置

第17条

如何なる自然人又は法人も、保有者の許諾を得ずに登録商標を使用、又は商標に関する不正競争を行うことは、商標権侵害とみなされる。

商標権侵害者は、ラオスの法規に基づき、警告を与えられ又は法律的制裁を加えられる。

第5節 最終規定

第18条

効果的な管理監督を確保するために、科学技術環境庁は、工業・手工業省、商業省及び他の関係機関と共同で本政令を実施し、解釈細則を制定する責任を負う。

第19条

首相府、各省庁、関係組織、省及び市政府は、各自の職務を果たし、本政令の実施について自覚を持ち、責任を負う。

第20条

本政令は署名日より発効する。